

ボランティア事業実施要綱

1. 目的

高齢者世帯等、家屋周辺の除排雪が困難な世帯に対し、除排雪作業の補助を行うことで冬季間の生活環境の向上を図るとともに、ボランティア活動による地域コミュニティの活性化と交流の促進を図ることを目的とします。

2. 事業対象世帯

鶴岡市温海第3地区内に居住し、高齢者や障がい者のみの世帯など住宅周辺の除排雪が困難であると認められ、温海第3地区自治会「福の里除雪部会」(以下「除雪部会」という。)において、ボランティアによる除排雪を実施することが適当であると認められた世帯とします。

3. ボランティア除雪申し込み

対象世帯がボランティア除雪を申し込む際は、申込書を各自治会長か除雪部会員に提出又は、申込内容を口頭で伝えて申し込むものとします。

4. ボランティア登録

有償ボランティアに登録を希望する方は、地域・社会貢献活動としての有償除雪ボランティア事業の意義を理解し、心身とも除雪作業を安全に実施できる個人またはグループとし、有償除雪ボランティア登録申込書を除雪部会に提出するものとします。

5. ボランティア除雪の概要

- ① ボランティアが行う作業は住宅周辺の除排雪とし、屋根の雪下ろしは行わないこととします。
- ② 負担金として、除雪を希望する世帯からは、ボランティア一人1時間あたり1,100円を負担していただきます。
- ③ ②の負担金のうち、1時間あたり1,100円を除雪部会員が徴収し、1,000円を謝礼として作業していただいたボランティアに100円を手数料として対応した除雪部会員に支払います。
- ④ 申し込みにあたって、各家庭の状況を聞き取りする場合があります。
- ⑤ ボランティアの配置については、積雪状況、ボランティアの応募状況や各家庭の事情などを除雪部会が検討し決定するため、ボランティアが配置されない場合もあります。
- ⑥ 現地までの交通費は自己負担となります。また、長靴や防寒着などの装備も各自で準備をお願いします。

⑦ スノーダンプ等の除雪器具については除雪部会が用意します。手持ちの器具がある場合は使用していただいてもかまいませんが、破損等について協議会では責任を負いかねます。

⑧ ボランティア登録者については除雪部会でボランティア活動保険に加入します。

6. マッチングの流れ

マッチングの詳細については別途除雪部会が定めることとします。

7. 個人情報の保護

本事業で得られた個人情報については、除雪部会のほか、関係団体である鶴岡市、鶴岡市社会福祉協議会温海福祉センター及び地域包括支援センターあつみで共有します。本事業の実施以外の目的には使用しません。

8. 講習会等の開催

ボランティア除雪作業のほか、必要に応じ除雪部会は除雪作業の技術講習や各種講演会などを開催します。なお、ボランティア登録者がこの講習会に参加した場合は5の③の謝礼は支払われません。

9. その他

企業の地域貢献活動等での除雪や雪下ろし作業の申し出があった場合は、本要綱にかかわらず、除雪部会が対象世帯の紹介などを行うこととします。

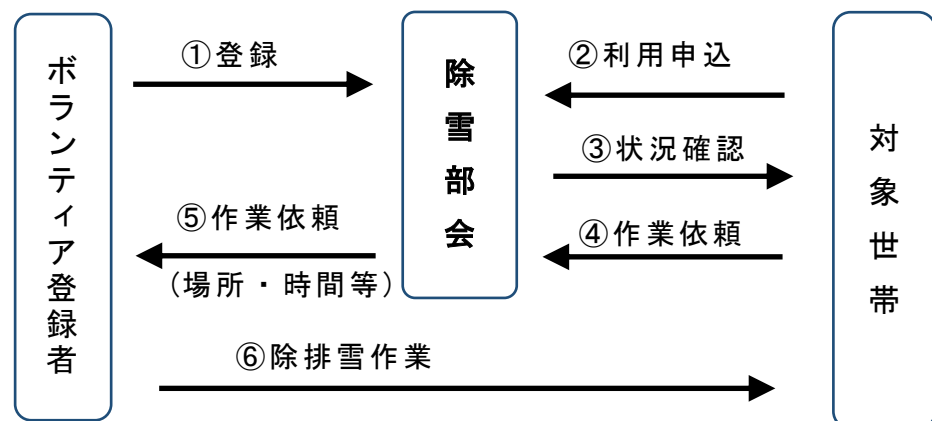
附 則

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。

事業実施主体；温海第3地区自治会「福の里除雪部会」

事業実施協力；鶴岡市、鶴岡市社会福祉協議会温海福祉センター、
地域包括支援センターあつみ

○実施イメージ



マッチングの手順等は別途定める